

事後評価等マニュアルの策定について

令和2年12月8日
第54回 PFI推進委員会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

事後評価等マニュアルの策定について

◆PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）における推進施策

3. 推進のための施策

(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援

ii) マニュアル等の整備・周知による地方公共団体の負担軽減

民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会で行われた期間満了PFI事業の検証で得られた知見を地方公共団体に横展開するとともに、その知見を踏まえ、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、地方公共団体等における類似した事業において有効に知見を共有・活用することを意図し、事後評価等のためのマニュアルを作成・周知し、地方公共団体等に対し、今後の事業方式の選定や事業内容の改善への活用を促す。

【今年度の取組】

- ・幅広い事業分野を対象にヒアリングを実施して、事業期間中の課題や反省点、次期事業手法の検討における論点等を整理する。
- ・第4回事業推進部会（令和2年1月28日開催）においてとりまとめた基本的な考え方やヒアリング結果等を踏まえ、事後評価等マニュアルを作成する。
- ・地方公共団体等に事後評価等マニュアルを周知し、活用促進をはかる。

基本的考え方の主なポイント

- PFI事業の完了にあたり、PFI手法導入時の事業目的が達成されたかや事業における課題や反省点を明らかにするなど、適切な事後評価等を実施する。
- 次期事業の検討にあたり、引き続き、当該施設等の有効な運営・活用の観点から、民間の創意工夫を活用することが有効な場合には、PFIなどの手法を検討する。
- 事後評価等の結果については、他の管理者等がPFI事業を実施する上で、非常に有益な情報となるため、原則、公表とする。

マニュアル全体構成（案）とポイント概要

- 「PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方」、及び先行事例等の調査結果を踏まえ、マニュアルの構成案を作成。

項目毎の主な内容

はじめに

1. 事後評価の目的

- 今後の事業手法を決めるために事後評価が重要なプロセスであることを明記
- 事後評価等の実施・公表が、他自治体も含め今後の類似事例の参考になることを明記

2. 実施手順等

- 事後評価等の実施の想定フロー図
- 事後評価等の実施手順の考え方

3. 実施体制等

- 実施体制等を段階別に整理
- 管理者内部での有益な検討体制と、アドバイザー・要否検討の考え方
- モニタリングデータ等を有効活用した事後評価等の事務負担軽減等
- 持続可能な評価体制を基本とし、客観性・中立性を確保した評価体制の考え方

4. 事後評価等における標準的な評価項目

- 事後評価等の評価項目における全体の体系と考え方
- 先行事例を参考とした評価項目（案）とその概要について

5. 結果の公表

- 事後評価等の結果公表の基本的な考え方・公表内容や公表方法

6. 次期事業手法等の検討

- 「4. 事後評価等における標準的な評価項目」における次期事業の整理を踏まえて検討
- PFI事業が選択肢とされている場合は、導入可能性調査等の手続きへの移行を想定
- 要求水準等の改定内容についても、事後評価を踏まえた詳細の検討を実施

先行事例

- 令和元年度の期間満了ヒアリング調査、本年度の追加調査をもとに事業スキームの概要や次期事業手法を検討した経緯、論点、結果を事例として整理
- 競争環境の工夫についても事例などで整理

別紙

- 評価項目の内容に則った様式を参考資料として添付

事後評価等マニュアルの検討フロー

検討プロセス

第5回事業推進部会（令和2年10月19日）

1. PFI事業事後評価における
評価項目（案）検討

昨年度の「PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方」を踏まえ、
先行事例等を調査



2. マニュアルの構成案の作成

上記をもとに、マニュアルの構成案の作成



3. ヒアリング候補先の選定

マニュアルの構成案をベースとしたヒアリング候補先を選定

【ヒアリング目的】

- ▶ 事後評価等マニュアル取り纏めにあたり、PFI手法を活用した様々な事業分野における事業期間中の課題や反省点、次期事業手法の検討における論点等をサンプルとして整理するため、昨年度ヒアリングを行った事業分野以外も対象として、幅広くヒアリングを行う。
- ▶ また、「事後評価等マニュアルの構成案」をもとに、次期事業の検討を含む事後評価等の実施に際しての基本的な考え方や、留意点等についてヒアリングを行い、事後評価等マニュアル案に反映させることを目的とする。



今後

4. ヒアリング

構成案・ヒアリング候補先を固めたうえで、ヒアリング項目を策定して実施

第6回事業推進部会（令和3年2月頃予定）

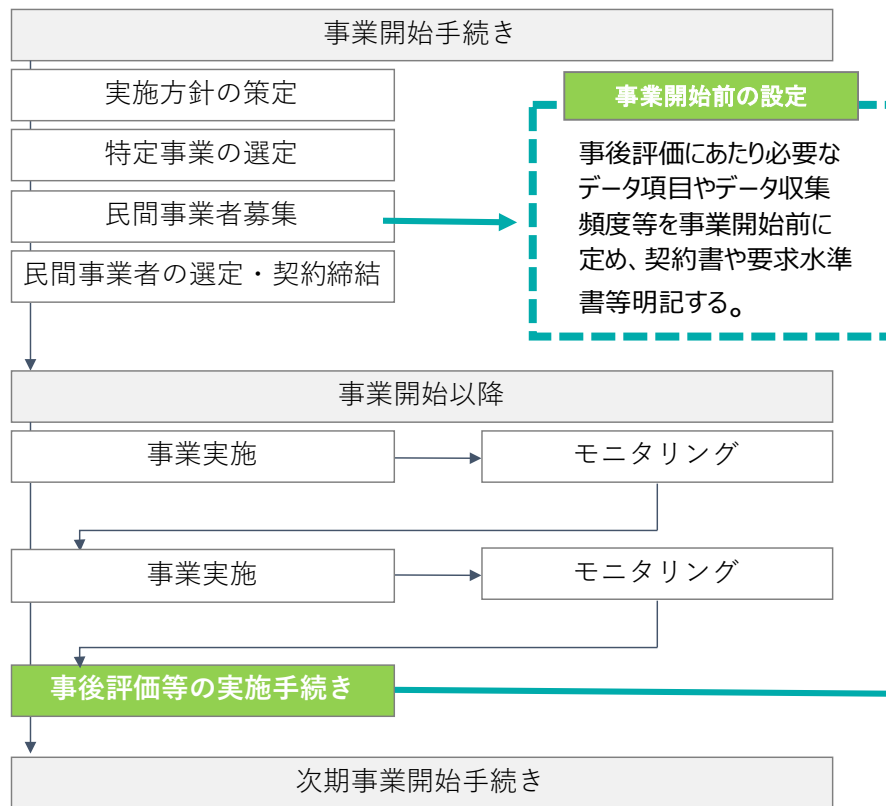
5. マニュアル案作成

上記のヒアリング結果をまとめ、
これを材料としてマニュアル案を作成して部会で議論

(参考) 実施手順等 (事後評価等の想定フロー) について

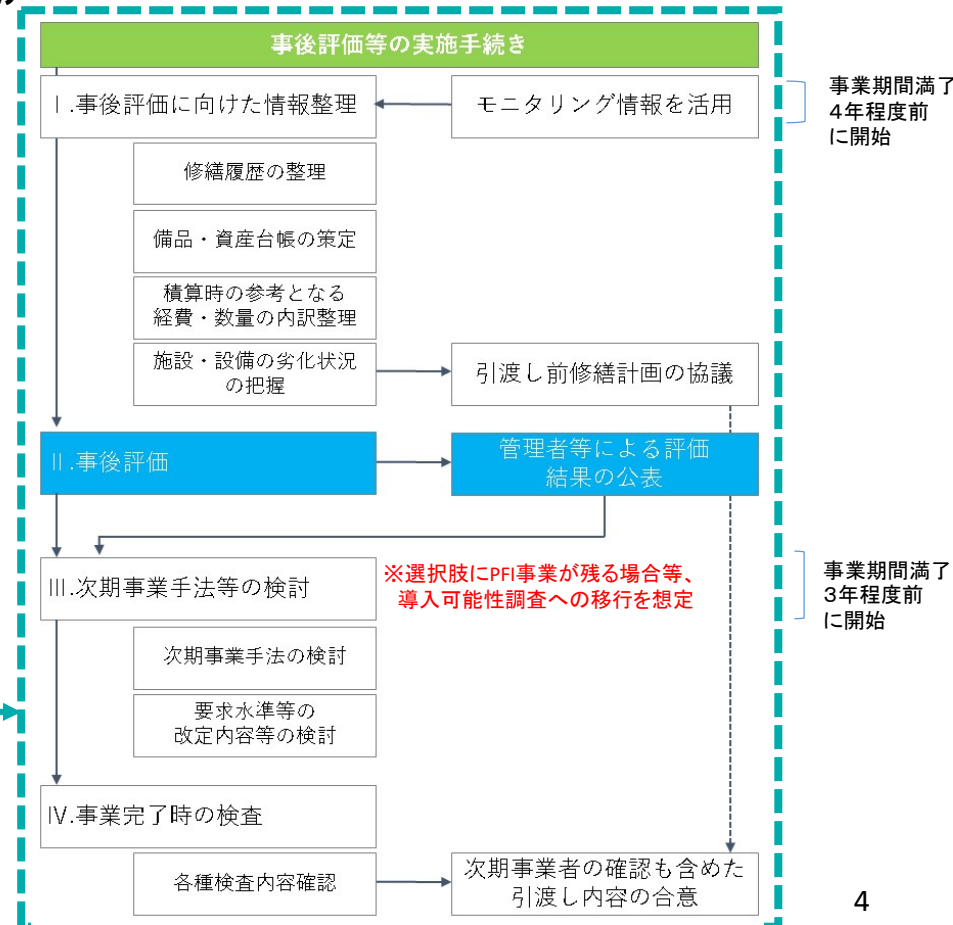
- 事後評価に向けた情報整理は、事業期間満了前の概ね4年程度前から開始し、約1年程度で事後評価の結果をとりまとめ、次期事業手法等の検討の材料とする。
- 事後評価にあたり、実施中の事業については、既存のモニタリングデータを活用し、過度なコストや負担が生じない範囲で対応することが適切であるとする。
- 新たに事業を実施する場合には、モニタリング等を効果的に活用するため、事後評価にあたり必要なデータ項目やデータ収集頻度等を事業開始前に定め、契約書や要求水準書等に反映させる。

PFI事業全体フローにおける事後評価等の実施手続きの位置付け



※実施開始時期について、事業期間が短く、事業期間完了前に評価を行うことが合理的でない場合は、上記の限りではない。

事後評価等の実施手続きの個別フロー



(参考) 事後評価等における標準的な評価項目 (案) について

- 基本的な考え方に加え、PFIガイドライン等で事後評価制度を整備している先行事例等を参考に、事後評価等における標準的な項目 (案) を以下のとおり設定。

区分	項目	概要	対応者
令和元年度 PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方	1-1 事業目的の達成状況及び契約内容の履行状況 (VFM、要求水準や事業者提案の達成状況)	<ul style="list-style-type: none"> 客観的な視点から対外的に報告するために必要となる項目として設定 個別事業で性質が異なることから、各項目は必ずしも網羅しなくてもよく、本マニュアルにおいては、必要となる項目の例示に留める 既存の年度報告やモニタリング結果を活用 (新たな資料作成は極力行わない) することで、作業負荷をかけないようにし、管理者等 (公共団体等) のみで実施・整理することを想定 発生した課題やこれに対する改善対応についても整理 事前に施設・設備の劣化状況などの調査を行っている場合は、その状況 (メンテナンスの対応方針等) についても整理 	管理者
	1-2 施設の利用状況 (利用者数、施設稼働率など)		
	1-3 利用者の評価等 (利用者の満足度調査結果、苦情件数など)		
	1-4 施設の維持管理・保全の状況 (維持管理の業務計画に基づく管理状況など)		
	1-5 その他の効果 (コミュニティ活動の促進、地元企業の成長支援など)		
	1-6 SPCの経営状況 (SPCの決算報告書の確認など)		
追加	1-7 事業者による自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 1-2から1-5について、事業者にて振り返り評価 	事業者
	2 事業効果や課題・改善点	<ul style="list-style-type: none"> 客観的な視点から対外的に報告するために必要となる項目として設定 管理者の直接的歳入の増加 (例: 使用料を管理者が徴収の場合) や本事業の要求水準・報告義務はないものの、想定していなかった効果が得られたものなどを整理することを想定 当初の想定と比較して、職員の【負担減】・【負担増】となった点や想定していなかった副次的な影響など、管理者側のメリットについても整理 職員の異動により、事業期間全体 (初期・中期・末期) を通した所見が得づらいと想定するため、年度毎で担当職員等によるセルフチェックを実施しこれを積み重ねた総括による評価を想定 	管理者
	(※) 事業開始時点の契約条件からの変更点 (評価にあたって変更点がある場合、事前に経緯を簡易的にまとめる)		
	3 事業手法等の妥当性検証	<ul style="list-style-type: none"> 今後の同種事業の発案時の知見を蓄積することも企図し、項目1及び2の整理を踏まえ、PFI手法を導入した当初決定に係る妥当性を検証 当初VFMの見直しなどは必須検討事項とはせず、あくまでPFI手法導入により果たされた成果に基づいた検討を実施 	管理者
	4 次期事業について		

(参考) 次期事業手法等の検討について

■ 次期事業手法等の検討におけるマニュアルのポイントについて

- 令和元年度「期間満了PFI事業検証ヒアリング結果」において、次期事業手法を検討する際、PPP手法と比較してPFI手法に優位性があるものの、コンセッションなどの新しい事業手法が検討の俎上にあがっていない事例も見受けられた。
- 本年度追加調査において、次期事業手法もPFI手法（コンセッション等も含む）となり得る事例を調査し、管理者が次期事業手法についてどのように検討したかその論点と検討結果等を事例として整理する。
- 追加調査の結果を踏まえて、マニュアル案の策定にあたっては、民間の創意工夫などが発揮される余地がある事業は、引き続き、PFIなどの手法を検討することが望ましいと考えられるため、次期事業手法の検討において、最適な事業手法の絞り込みの一助とするため、PPP/PFI事業手法毎のスキームの特徴等を体系的に整理する。
- 事後評価等で指摘された課題や改善点を踏まえつつ、検討時点での社会環境の変化、住民・利用者ニーズの多様化、技術の発展や応募が想定される民間企業の意見などに留意し、要求水準等の改善に努める必要性も示す。